

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年七月三十一日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第七十二号

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則（平成二十九年三月文京区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百六十六万円」を「三百七十五万八千円」に改める。

第四条第二項第一号中「若しくは第十号の二」を「、第十号の二若しくは第十二号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の文京区精神障害者福祉手当条例施行規則第二条及び第四条第二項の規定は、令和八年八月以後の月分の精神障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の精神障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。